

報道関係各位

件 名 「飯能の底抜け屋台行事」の文化財指定について

市内に伝承されている底抜け屋台行事を令和6年6月28日、飯能市無形民俗文化財に指定しました。

【内 容】

- ・指定名称及び保護団体

飯能の底抜け屋台行事

飯能底抜け屋台行事保存会

- ・指定年月日 令和6年6月28日

- ・概要

飯能市内で、主に夏祭りの祭礼行事の一環として行われる、各町内で底抜け屋台を曳行し、屋台では祇園囃子を演奏する行事を飯能市の無形民俗文化財に指定しました。

飯能市内で現在、13台の底抜け屋台が毎年祭礼行事で曳行され、祇園囃子が奏でられています。底抜け屋台は、床板が貼られていない簡易なつくりの屋台です。屋台には締太鼓や長胴太鼓が取り付けられ、屋台の後ろに笛と鉦が続き、歩きながら囃子を演奏（徒囃子）します。

主に7月や8月の八坂さまや天王さまの祭礼行事に伴って行われ、各町内を廻って各家々の前で門付けを行います。門付けの際に演奏される「シャギリ」と呼ぶ曲目はテンポが速く賑やかな演奏が特徴です。

江戸の天下祭りが起源とされる底抜け屋台は、関東の各地に広まりましたが、多くの地域では、道路事情や山車の築造により使われなくなり、廃れてしまいました。しかし、飯能市では現在でも多くの町内で継承されています。

今回の指定は、以下の町内の底抜け屋台行事を対象としています。

一丁目町内会、二丁目町内会、三丁目自治会、河原町自治会、宮本町自治会、原町自治会、前田自治会、柳原自治会、中山自治会、双柳稻荷神社氏子、本郷自治会、浅間自治会、平松自治会

- **指定書の交付式**

指定を受ける「飯能底抜け屋台行事保存会」を構成している13町内の皆様に、指定書を交付する、交付式を次のとおり開催します。

日 時 令和6年7月3日（水） 午後4時30分から

会 場 飯能市役所別館 会議室2

担当者 生涯学習課長 木村由里子 連絡 TEL 042-973-3681
